

府中町国民健康保険に加入している40～74歳の人へ

特定健診

～受診券の利用で約1万円の検査が0円に～

問 健康推進課健康相談係 ☎286-3255

特定健診は血液検査と尿検査を中心にした健診で、糖尿病・高血圧症をはじめとする生活習慣病の兆候やリスクをいち早く発見することができます。

【令和5年度受診期間】
6月1日(木)～1月31日(水)

対象

府中町国民健康保険に加入している40歳(昭和59年3月31日以前生まれ)～74歳(受診日時時点で75歳の誕生日を迎えていない人)の人で、府中町国民健康保険人間ドックに申し込んでいない人
※府中町国民健康保険人間ドックには特定健診の検査項目が含まれていません。

健診項目

問診・身体計測・医師の診察・血圧測定・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・尿酸・貧血)・尿検査(糖・蛋白)・医師が必要と認めた検査(心電図・眼底)

受診方法

医療機関に直接申し込み

※受診医療機関は受診券と一緒に送付した案内または町ホームページで。



歯ブラシセットをプレゼント

職場健診を受診した国保加入者の人は健診結果の提出にご協力を

職場などで健康診断を受ける機会のある人は、受診結果を健康推進課(福寿館)に提出することで、特定健康診査を受診したとみなされます。提出にご協力をお願いします。(受診結果は健康推進課でコピーして原本をお返しします)

健診で健康状態の確認を

医療機関で受診する個別健康診査

問 健康推進課健康相談係 ☎286-3255

【令和5年度受診期間】
6月1日(木)～3月30日(土)

◆女性の一般健康診査

対象 府中町に居住する18～39歳までの女性(昭和59年4月2日～平成18年4月1日生まれ)

健診項目

問診・身体計測・医師の診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質・肝機能・血糖・貧血)

受診方法 健康保険証を持参し、直接町内実施医療機関で受診

料金 医療機関の協力により無料

◆長寿健康診査
対象 府中町に居住する受診日時点で後期高齢者医療制度に加入している人

健診項目 問診・身体計測・医師の診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・尿酸・貧血)
※国の基準に該当し医師が必要と認めた場合、心電図検査・眼底検査を実施。

受診方法 後期高齢者医療被保険者証を持参し、直接町内実施医療機関で受診

自己負担金 0円

【実施医療機関】

事前にご確認のうえ受診してください。

医療機関名	所在地	電話番号
大島内科医院	浜田本町7-1	281-8557
岡原内科皮ふ科クリニック	大須1-19-19	561-0303
小山田内科医院	鹿籠2-13-6	281-0807
こさか内科	青崎東20-2	281-4482
しみずハート内科クリニック	大須3-8-56	283-8010
しらね眼科 ※長寿健康診査のみ。	鶴江1-25-20-201	581-3383
スガタ整形外科医院	石井城1-5-36	285-6522
鈴川内科クリニック	山田1-2-7	286-0050
瀬戸ハイム内科	瀬戸ハイム1-2-24	285-0816
高上クリニック	浜田3-9-3	581-5533
ちくいえクリニック	本町5-1-6	286-7788
永田内科医院	青崎中24-26 2階	285-0808
なんば内科	本町2-5-13	282-4511
西村内科医院	桃山1-1-24	281-6001
藤東クリニック ※女性の一般健康診査のみ。	茂陰1-1-1	284-2410
前野医院	石井城2-10-20	281-2334
マツダ病院	青崎南2-15	565-5050
みはら内科クリニック	大通2-8-21 2階	286-1177

私たちが府中町の人権擁護委員です

☎ 人権推進室 286・3165

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局職員と協力して、人権侵害から被害者を救済したり、地域での人権啓発活動を行っています。



上段(左から) 高石委員、小濱委員、吉岡委員
下段(左から) 山本委員、坂田委員、田村委員

人権相談

広島法務局
広島県人権擁護委員連合会
(平日 8:30~17:15)

【みんなの人権110番】

☎0570-003-110

【女性の人権ホットライン】

☎0570-070-810

【子どもの人権110番】

☎0120-007-110

【外国語人権相談ダイヤル】

☎0570-090-911

【インターネット人権相談】



【DV相談+ (プラス)】

(24時間受付)

☎0120-279-8892

DV相談+

「あいさつ運動」を実施しました



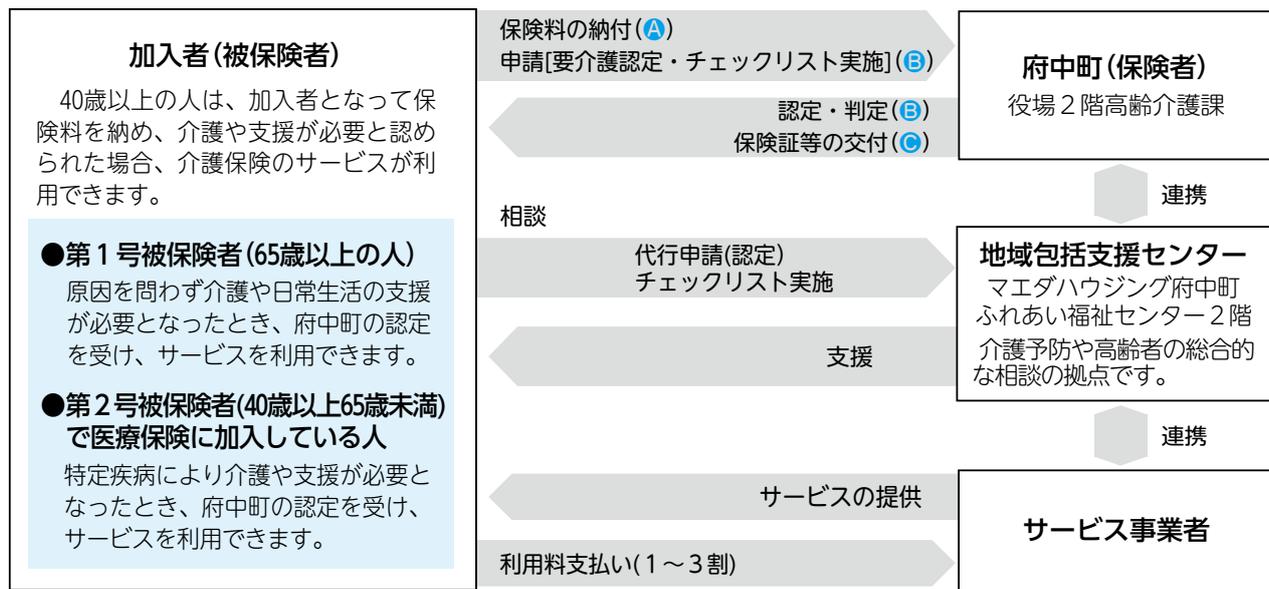
町内小学校の入学式で「あいさつ運動」を行いました。これから始まる学校生活の中で、自分自身とお友達への思いやりの心を大切にしてほしいという思いを込め、リーフレットを配りました。(府中町人権擁護委員・府中町婦人会・府中町女性会)

必要なときに支えあう

「介護保険制度」のしくみ

☎ 高齢介護課介護保険係 286 - 3235
介護認定係 286 - 3233

介護保険制度は、介護や支援が必要な状態になった時、社会全体で支えあう制度です。介護認定を受けた人のほか、介護認定を受けていなくても、チェックリスト判定を受けて利用できるサービスがあります。



A保険料の納付 介護保険の財源(利用者負担分を除く)は、1/2が保険料で賄われています。**B**申請→認定・判定 サービスを利用するためには、役場窓口で申請して「介護や支援が必要」と認定される(またはチェックリストによる判定を受ける)ことが必要です。**C**保険証等の交付 「被保険者証」(緑色)、「負担割合証」(黄色)は、介護保険のサービスを利用するとき必要です。

令和5年度

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

☎子育て支援課こども家庭係 ☎ 286 - 3163

支給対象者

ひとり親世帯の人

次の①～③のいずれかに当てはまる人

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人であって、児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満の人
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となった人

ひとり親世帯以外の人

次の①②のいずれかに当てはまる人

- ①府中町から令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した人
- ②①以外の人で、平成17年4月2日（特別児童扶養手当の対象児童は平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育している人であって、令和5年度住民税均等割非課税の人または食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月1日以降の収入が、住民税均等割非課税相当まで減少した人

支給額 児童1人につき **5万円**

申請方法【申請期限：令和6年2月29日(木)】

上記①に当てはまる人は申請不要です。※対象者には、5月12日に通知を送りました。

◆ひとり親世帯の人：児童扶養手当の受給口座へ振込

◆ひとり親世帯以外の人：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の受給口座へ振込

上記②③に該当する人は申請が必要です。該当する要件によって手続きが異なりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯



ひとり親世帯以外

「認知症予防セミナー」参加者募集



☎ 高齢介護課高齢者福祉係 ☎ 286 - 3256

認知症の基礎知識と対応の基本を確認し、脳トレーニングも実践します。
 疾病予防・介護予防に効果的な「お口のケア」「食生活」も見直すチャンス！
 毎日のお口のケアは様々な病気の予防に役立ちます。簡単に栄養を補うコツもお伝えします。

7月5日(水)	午後1時30分～3時30分	認知症予防に役立つお口のケアと食事
7月7日(金)		認知症の基礎知識(認知症サポーター養成講座) 家庭でできる脳いきいき生活

対象 町内在住の65歳以上の人（1日だけの参加もOK）

場所 くすのきプラザ2階研修室

定員 各20人

申し込み方法 電話・高齢介護課窓口（役場2階）で



納税をお忘れなく

住民税ってどんな税金？

閩 税務課 町民税係 ☎ 286-3143

住民税は、町民税と県民税の総称です

1月1日現在の住所地（市町村）で、前年1月～12月の所得金額に応じて年税額を算定し、6月に課税（通知）します。

住民税が非課税になる人

- ◆生活保護法の生活扶助を受けている人
- ◆障害者、未成年者、寡婦・ひとり親合計所得金額が135万円以下の人
- ◆均等割が課税されない人
合計所得金額が「35万円×（本人+同一生計配偶者（控除対象配偶者含む）+扶養人数+31万円）以下の人（扶養親族等がない場合は、45万円以下）」

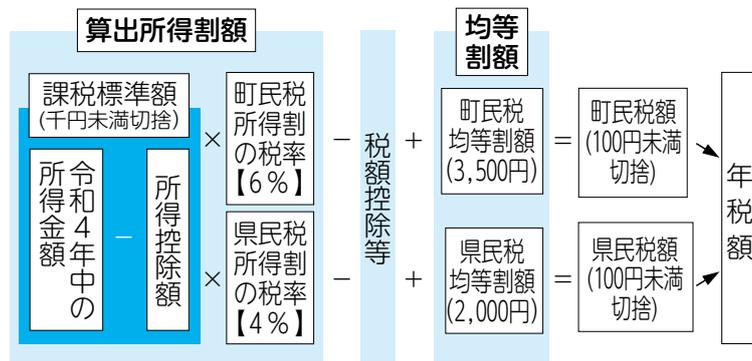
住民税（町民税と県民税の総称）	
均等割	所得割
町民税3,500円 県民税2,000円	課税標準額に課税 (町民税6% 県民税4%) (分離課税は税率が異なります)

納付方法

普通徴収	納付書（毎年6月に町から送付する税額通知書に同封）または口座振替により、自分で納付する方法です。事業所得者や年金所得者など給与から住民税を差し引くことができない人などが対象です。 【納期】6・8・10・1月
給与特別徴収	給与所得者の給与から住民税を差し引いて、事業主がまとめて納入する方法です。 【納期】6月～翌年5月の年12回 ※普通徴収の年4回の納期に比べると1回あたりの納税額は少なくなります。
年金特別徴収	公的年金にかかる住民税を年金から差し引いて、日本年金機構等（年金保険者）が町へ納付する方法です。4月1日現在、65歳以上の住民税が課税される公的年金受給者が対象です。 【納期】年金が支給される偶数月（年6回）（◆）

◆年金から住民税の差し引きが初めての人や、前年度に税額変更等で年金からの差し引きが停止した人の公的年金所得部分の差し引きは10月から始まります。

課税のしくみと税額の計算方法



1世帯あたり 3万円

住民税非課税世帯等支援給付金

閩 府中町コールセンター ☎ 286-3246

対象 次のいずれかにあてはまる世帯

- ①住民税非課税世帯
令和5年6月1日時点で府中町に住民票が存在し、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
- ②家計急変世帯
予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にある世帯

支給額 1世帯あたり **3万円**

申請方法

- ①の世帯 6月下旬以降、順次お知らせを送ります。
- ②の世帯 対象要件や手続き方法を、町ホームページで確認のうえ、申請してください。



申請期限 令和5年 **10月2日**（月）

原爆詩の朗読会

詩を朗読する小学生を募集します

閩 南公民館 ☎ 286-3277

この夏、原爆詩を朗読してみませんか？
公民館が用意した数編の詩の中から選んで朗読します。

対象 小学3年生～6年生

募集人数 5人

応募条件 朗読会、練習・リハーサルに参加できる人
練習 7月22日(土)・26日(水)
※午前10時から1時間程度。
リハーサル 7月28日(金)
午後2時～

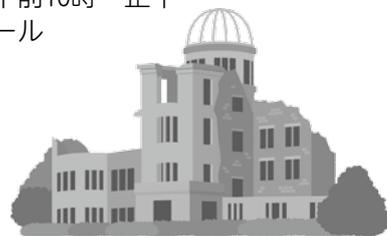
指導 朗読の会「藍」

申し込み 6月27日(火)までに電話・来館で

◆被爆体験証言と原爆詩の朗読会

日時 7月29日(土) 午前10時～正午

場所 南公民館 ホール



町からのお知らせ

まちのわだい

イフフレ

くらしのガイド

くらしのガイド

図書館／消防

下水道課からのお知らせ

排水設備などの悪質な業者にご注意

☎下水道課設備係 ☎286-3189

宅地内の排水設備の点検・清掃など「役場から依頼された」と詳しく説明をせず、作業を行い、後で高額な料金を請求する悪質な業者がいます。皆さんの家の排水設備の点検・清掃を、役場が業者に依頼することはありません。勧誘を受けた場合は、はっきりと断ってください。

もし詰まりなどの異常がある場合は、施工した指定業者に相談してください。

井戸水を使っている人へ

☎下水道課総務係 ☎286-3186

井戸水の使用届を出している人で、名前や人数、使用状況等が変わっている場合は、届け出をしてください。

出前下水道講座 ☎公益財団法人広島県下水道公社 ☎286-8200

下水処理について、お近くの集会所などへ下水道公社職員が出向き、皆さんの疑問にお答えします。

日時 令和6年2月末日までの祝日を除く火・水・金曜日の午前10時～11時30分または午後2時～3時30分

場所 集会所など（会場は申し込みする人が準備してください。）

対象 中学生以上（5人以上）

内容 下水処理にまつわる講義・実験・観察を行います。

申し込み ☎286-8200へ電話のうえ公益財団法人広島県下水道公社ホームページから「出前下水道講座申込書」をダウンロードし、必要事項を記入し、FAX (286-8188) または電子メール (kengesui@atlas.plala.or.jp) で申し込んでください。



広島の「黒い雨」に遭われた人へ ☎福祉課地域福祉係 ☎286-3162

令和4年4月1日から、一定の要件に当てはまると認められる人は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。

対象 次の二つの要件を満たすと認められる人

- 要件1 広島の「黒い雨」に遭ったこと。
- 要件2 障害を伴う次のいずれかの疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっていることが確認できること（診断書をもとに審査します）。

●造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など） ●肝機能障害を伴う疾病（肝硬変など） ●細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物など） ●内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症など） ●脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など） ●循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） ●腎臓機能障害を伴う疾病（慢性腎炎、慢性腎不全など） ●水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障）※白内障の手術歴がある場合は白内障にかかっているとみなします。 ●呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） ●運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症など） ●潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）

申し込み 福祉課（役場2階⑩番窓口）で様式を受け取った後、必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出。

※町ホームページからもダウンロード可。

◆「黒い雨」を体験し健康不安を抱える町内在住者（被爆者手帳または受診者証を持っていない人に限る）を対象に、相談・支援を実施しています。詳しくはお問い合わせください。